

～ 保護命令の申立に必要なもの ～

(事案により、申立後に追加書類が必要になる場合があります)

1 費用

収入印紙 1000円分

郵便切手 合計 2000円分

(内訳：500円2枚、260円1枚、100円4枚、84円2枚、20円5枚
10円6枚、5円2枚、1円2枚)

2 必要な書類

事案によって異なりますが、一般的には次のような書類等が必要です。

- ① 申立書 当係に書式があります。なるべくそれを利用してください。
 - ② 陳述書 (左側に綴じ代を3cm程度空けてください。)
 - ③ 法律上又は事実上の夫婦であること、もしくはあったことを証明する証拠書類
 - 戸籍謄本 住民票 (マイナンバーの記載のないもの。マスキング不可。)
 - 外国人登録証明書
 - ④ 過去に暴力又は脅迫を受けたことを証明する証拠書類
 - 診断書
 - 受傷部位の写真
 - その他
 - 第三者の陳述書 物損の写真 手紙 日記
 - 携帯電話の着信履歴 (プリントアウトしたものか写真)
 - メールやブログ (プリントアウトしたものか写真)
 - 録音 (録音媒体及び録音した内容を書面に記載したもの)
 - ⑤ 相手方からの更なる暴力、脅迫により生命、心身に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する証拠書類
 - 陳述書 電子メール又は手紙の写し
 - 診断書 (うつ病等により通院加療を要する症状が出ている場合)
 - ⑥ 配偶者暴力相談支援センターや警察署へ事前に相談していない場合
 - 宣誓供述書
 - ⑦ 子 (申立人と同居の未成年者) への接近禁止命令、電話等禁止命令を求める場合で子が15歳以上の場合
 - その子の同意書
 - ⑧ 親族等への接近禁止を求める場合
 - その親族等の同意書
(その親族等が15歳未満もしくは成年被後見人の場合)
 - その親族等の法定代理人の同意書
 - 戸籍謄本
 - 成年後見の審判書
- ※なお、⑦⑧については、同意書の署名が本人のものであることが確認できるもの (例：学校のテストや手紙)、又は、押印が実印でされた場合は印鑑証明書、を一緒にお持ちください。
- ⑨ 6か月間の退去命令を求める場合
 - 建物登記事項全部証明書 賃貸借契約書